

令和4年
第3回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第1号

令和4年11月14日（月曜日）

議事日程 第1号

11月14日午後1時25分開議
日程第1、会議録署名議員の指名
日程第2、会期決定の件
日程第3、報告第1号及び第2号

出席議員（10人）

議 長	12番	花 崎	勝 君
副 議 長	6番	濱 本	進 君
	1番	加 納 洋	明 君
	2番	上 村	賢 君
	4番	松 田 優	子 君
	5番	小 貫	元 君
	8番	山 根 理	広 君
	9番	池 端 英	昭 君
	10番	檜 垣 尚	子 君
	11番	佐 藤 禎	洋 君

欠席議員（2人）

	3番	加 藤 泰	博 君
	7番	池 本 柳	次 君

列席者

管理者 北海道知事 鈴木直道 君

出席説明員

専任副管理者 苫米地 庄 吾 君

副 管 理 者	小 山 秀 昭 君
副 管 理 者	鎌 田 英 暢 君
代 表 監 査 委 員	深 瀬 聡 君
会 計 管 理 者	水 戸 部 裕 君
総 務 部 長	西 田 和 弘 君
振 興 部 長	清 野 馨 君
参 事 (総 務 担 当)	高 波 敏 秀 君
参 事 (管 理 担 当)	飛 鳥 謙 一 君
参 事 (企 画 振 興 担 当)	中 舘 泰 弘 君
参 事 (計 画 担 当)	森 川 英 二 君
参 事 (施 設 担 当)	小 川 賢 二 君
出 納 室 長	原 口 勝 善 君
監 査 委 員 事 務 局 長	宗 万 正 樹 君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	高 波 敏 秀 君
書記(同)	飯 尾 円 紀 君
書記(同)	日 置 達 也 君

午後 1 時 25 分開会

1. 開 会

○議長(花崎勝君) ただいまより、本日招集されました令和4年第3回定例会を開会いたします。

午後 1 時 25 分開議

1. 開 議

○議長(花崎勝君) これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長(花崎勝君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

小 貫 元 君
加 納 洋 明 君

の2名を指名いたします

1. 諸般の報告

○議長(花崎勝君) 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（高波敏秀君） 管理者から提出のありました議案は、報告第1号及び第2号であります。

このほか、管理者から、資金不足比率について報告がありました。

また、監査委員から、定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。

以上、ご報告いたします。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長（花崎勝君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日、11月14日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花崎勝君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日間と決定いたしました。

1. 日程第3、報告第1号及び第2号

○議長（花崎勝君） 日程第3、報告第1号及び第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者 苫米地庄吾君。

1. 報告第1号及び第2号に関する説明

○専任副管理者（苫米地庄吾君） ただいま議題となりました報告第1号及び第2号につきましてご説明申し上げます。

初めに、報告第1号、令和3年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件につきましてご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理組合各会計決算書及び附属書類をご覧ください。

初めに、一般会計について、その主なものをご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済み額の欄をご覧ください。

第1款の分担金及び負担金につきましては、各会計の負担金などいたしまして13億9031万4026円、第2款の使用料及び手数料につきましては、岸壁等使用料や入港料などいたしまして7516万3680円、第3款の国庫支出金につきましては、補助事業に係る国庫補助金などいたしまして8444万7376円、第6款の繰越金につきましては、前年度決算剰余金などいたしまして7473万1088円、第8款の組合債につきましては、国直轄事業負担金や補助事業に対しての港湾事業債などいたしまして3億7370万円であり、歳入決算額の合計は19億9970万6044円となっております。

次に、2ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をご覧ください。

第2款の総務費につきましては、人件費、庁費、施設管理費などいたしまして4億5641万9444円、第3款の港湾建設費につきましては、国直轄事業負担金や補助事業などに要した経費などいたしまして

6億328万8547円、第4款の公債費につきましては、組合債の元利償還金といたしまして6億216万3985円、第5款の諸支出金につきましては、港湾整備事業特別会計の繰出金といたしまして2億8546万81円であり、歳出決算額の合計は19億5292万2936円となっております。

したがって、歳入歳出の差引き残額につきましては、表下の欄外にございますとおり、4678万3108円となり、この差引き残額につきましては、令和4年度の繰越金として計上する予定でございます。

次に、港湾整備事業特別会計について、その主なものをご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済み額の欄をご覧ください。

第1款の使用料及び手数料につきましては、荷役機械使用料や港湾施設用地等使用料などいたしました4億4016万8153円、第2款の国庫支出金につきましては、補助事業に係る国庫補助金といたしまして22万3057円、第3款の財産収入につきましては、土地貸付収入といたしまして545万5395円、第4款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金といたしまして2億8546万81円であり、歳入決算額の合計は7億3894万5609円となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をご覧ください。

第1款の総務費につきましては、人件費や施設管理費などいたしました3億8748万3447円、第2款の公債費につきましては、組合債の元利償還金といたしまして3億5146万2162円であり、歳出決算額の合計は7億3894万5609円となっております。

したがって、歳入と歳出の額は同額であり、差引き残額は生じておりません。

続きまして、主要な施策の成果について、その主なものをご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算説明書の主要な施策の成果をご覧ください。

まず、一般会計についてでございますが、6ページをお開きください。

総務費につきましては、人件費や事務所の管理経費などの一般管理費、港湾施設の維持管理を行うための施設管理費などから成っており、これらにより、港湾施設の管理運営業務を実施したところでございます。

次に、7ページをお開きください。

港湾建設費につきましては、国直轄事業の施工に伴う港湾管理者負担金や管理組合が施工した補助事業などにより、港湾施設の整備を実施したところでございます。

次に、12ページをお開きください。

総務費につきましては、人件費などの一般管理費のほか、埠頭用地、荷役機械などの維持管理を行うための施設管理費から成っており、これらにより、特別会計において運営している港湾施設の維持管理を実施したところでございます。

以上、ご説明申し上げました令和3年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を得ようとするものでございます。

次に、報告第2号の専決処分報告につき承認を求める件につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案（報告その2）をご覧ください。

この件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年9月30日付で専決処分をいたしました石狩湾新港管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同条第3項の規定により、議会の承認を得ようとするものでございます。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（花崎勝君） 次に、決算審査意見に関し、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員深瀬聡君。

○代表監査委員（深瀬聡君） 令和3年度石狩湾新港管理組合一般会計及び港湾整備事業特別会計の歳入歳出決算に係る審査意見に関しまして、その概要をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第2項に基づき、監査委員の審査に付されました、この決算の審査に当たりましては、決算の計数は、関係諸帳簿や証書類と符合し、正確であるか、また、予算の執行は経済的かつ効率的になされているか、さらに、収入や支出、財産管理等の財務に関する事務は関連法令等に準拠して適正に処理されているかといった点を重点として、定期監査及び例月出納検査の結果なども踏まえまして慎重に審査をいたしました。

その結果、歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿や証書類並びに石狩湾新港管理組合指定金融機関の公金取扱高と符合し、相違ないことを確認いたしました。

また、予算の執行及び収入、支出、財産管理等の財務に関する事務につきましても、総体として適正に執行されたものと認めるところでございます。

以上が令和3年度歳入歳出決算に係る審査意見の概要でございます。

質疑並びに一般質問

○議長（花崎勝君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 2021年度決算に絞って質疑します。

初めに、収入未済額についてです。

この問題は、2020年第3回定例会で取り上げました。そのときの2019年度決算では、収入未済額は総額625万6682円でしたが、2021年度決算では、使用料で503万9364円、雑入で1140万9575円の合計1644万8939円が収入未済額となっています。2年で1000万円増えてしまいました。

2020年3定の答弁では、道内に所在する1社による滞納であり、継続して施設を使用している、催告書の送付、口頭による納付指導を行ってきたところ、徴収努力を尽くしていく必要がある、法的措置を活用すると述べていました。これらが実を結んでいないこととなります。

占有している企業は、正常な企業体として存続している企業であるのか、その後の管理組合の対応と、相手方の反応はどうなっているのか、説明してください。

使用許可が下りていないのに、使用料として計上している理由を説明してください。

資金回収が早期に難しい場合には、占有状態を解消することが急がれます。管理組合港湾施設管理条例第19条では、管理者は、条例に違反した者に対して、貨物その他の物件の移動、搬出を命ずることが出来ます。これらの命令に従わない場合は、行政代執行法第2条で、「法律により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる」と定めています。

無許可の占有状態が続けられているのに強制撤去してこなかった理由はどこにあるのか、説明してください。

今後、どのように対応していくのか、説明してください。

次に、使用料収入についてです。

使用料収入が増加しないのに、大型の港湾建設費に予算をつぎ込むために、管理者負担が減少していきません。

2021年度決算の使用料収入は、一般会計で7516万3680円、特別会計で4億4016万8153円となりました。前年度から、一般会計では、岸壁等使用料が254万7000円、特別会計では、荷役機械が2468万8000円と減少しました。チップ船など大型船の影響と推察しますが、2017年度は、一般会計で9780万円、特別会計で約4億7167万円と、合計5億6947万円でしたので、比較すると約5400万円の減少です。

2017年度水準の使用料収入に回復する見通しは何年後と見込んでいるのでしょうか、お答えください。

2021年度の公債費は、一般会計と特別会計を合わせて9億5362万6000円と、使用料収入の約1.9倍です。幾ら歴史の浅い港だと管理組合が主張しても、収入に見合わない港湾建設が続けられています。

起債償還額に対して使用料収入が少ないとの認識はありますか、お答えください。

使用料収入が増えないために、一般会計から特別会計への繰入れが解消されません。決算では、前年比3999万1000円の増となりました。

管理組合は、今後もさらなる収入確保や歳出削減に努めるなど、特別会計における収支の改善に取り組むと繰り返しています。どのような収入確保、歳出削減を行った結果なのか、2021年度を取組を具体的に説明してください。

次に、地元企業の受注機会確保についてです。

過去の議会でも質問してきましたが、管理組合が発注する工事で、小樽市企業の受注が少ない、2016年度に至っては、決算説明書に記載している主要な施策の成果の事業で、小樽市の企業の受注がゼロだったことを取り上げてきました。

最後に質問したのは2019年でした。このときの答弁では、工事の受注金額は、小樽市、石狩市に本社または営業所のある企業とその他の企業の受注金額及びその割合は、小樽市が約2%、石狩市が約5%、その他が約93%と述べ、93%が小樽市、石狩市以外の企業が受注しているにもかかわらず、昨年度は、発注金額の約9割の工事を一般競争入札で実施しておりますが、その全てで地元企業の入札参加を可能としていますことから、地元企業の受注機会については、一定程度の確保が図られたもの

と考えていると答弁しました。

さらに、今後とも、事業の規模や企業の技術力などを勘案しながら、地域の実情に配慮した入札参加要件を設定するなど、地元企業への受注機会の確保に努めてまいりたいと考えておりますと答えています。

その後、2019年度から2021年度の工事受注実績について、受注した企業の本社及び営業所の所在地を、小樽市、石狩市、その他の自治体に分けて、受注額と受注額の割合についてお答えください。

受注機会の確保について、現在、どのような努力をなされているのか、教えてください。

また、その受注実績で、地元企業の受注機会が確保されていると思いますか、管理者の見解を示してください。

次に、ガントリークレーンについてです。

2020年に2基目が供用開始されました。

2021年のコンテナ貨物取扱量は29万3687トンであり、前年比5802トンの減少でした。管理組合は、2020年、空コンテナの増加について、船舶代理店が事前に空のリーファーコンテナを輸入し、一定程度、確保したことを理由に上げ、前定例会では、近年は、その他日用品や家具装備品など比重の小さい貨物が増加していると答え、貨物量は減っても個数は増えていると胸を張りました。

しかし、2021年は5万6642TEU、前年比2134TEUの減少となりました。トン数で最大だった2017年の実入りコンテナは3万9932TEUでしたが、2021年は3万6538TEUに減少しました。2017年の実入りコンテナの割合は78.7%、2018年は73.3%、2019年は66.5%、2020年は63.7%、2021年は64.5%です。

コンテナ貨物の減少は、実入りコンテナの減少が大きな要因であり、個数減少に連動する危険があるのではありませんか、管理者の見解を伺います。

家具装備品が増加していると言いますが、2017年の1万4,843トンから2021年は1万5350トンと、僅か507トンの増加です。どうして増加していると言えるのですか、お答えください。

2基体制は、明らかに失敗です。以前の答弁では、2021年度における単年度収支は3170万円の黒字を見込んでいたとのことでした。

ガントリークレーンの使用料と公債費及び維持管理費の差引きによる収支について、2021年度単年度収支と累計収支を示してください。

2基体制による計画段階でのガントリークレーン取扱個数について、2021年度以降について説明してください。

2021年度の2隻同時荷役の状況について説明してください。

次に、港湾建設費についてです。

西地区は、木材チップを取り扱う企業のために整備された事実上の専用埠頭だと日本共産党は批判してきました。

ところが、王子エフテックスは、2021年末でパルプ製造設備を停止すると発表し、今年1月以降は、チップの荷役機械が利用されていません。

2020年の国の再評価では、木材チップ等の輸送コストの削減で、年間8億9900万円の削減が見込ま

れるとしていました。2021年の木材チップの取扱量について、再評価で想定した貨物量と比較してお答えください。

西地区の使用料収入について、2020年度と2021年度の比較を示してください。

2021年度に西1号岸壁を利用した貨物の種類と貨物量について説明してください。

西地区のマイナス14メートル岸壁、港湾施設用地など、関連事業について、2006年の供用開始までに要した事業費について説明してください。

また、これまでの起債償還額と使用料収入、収支についてお答えください。

多額の税金をかけて整備してきましたが、北防波堤の延伸は、さらに70億円以上の事業費がかかります。それに加えて、東地区の岸壁や埠頭用地の整備です。2021年度は、約6億4200万円を投じました。第2回定例会で、港湾計画改訂作業時と比較して公共岸壁での取扱貨物量について質問したところ、外貿で25万4000トン減少、内貿で4万2000トンの増加で、全体として減少しているとの答弁でした。

2021年と、港湾計画が改訂された2015年の公共岸壁の貨物量を比較すると、外貿では、2015年、165万8014トン、2021年、122万2585トンと、43万5429トンの減少、内貿では、2015年、111万7257トン、2021年、110万6872トンと、1万385トンの減少となり、合計44万5814トンの減少でした。

公共岸壁での取扱貨物量が減少しているにもかかわらず、新たな埠頭を建設する必要はありません。これ以上の工事は中止すべきです。お答えください。

石狩湾新港ができたことにより、札幌一極集中を加速させ、札幌圏を消費市場として集積の利益を追求することとなりました。小樽港は、国主導の巨大開発が行われる苫小牧港と石狩湾新港に挟まれ、天然の良港が台なしです。

新たな岸壁整備、埠頭整備は慎重でなければなりません。全道での海上輸送貨物が増えていないのに、なぜ新たな整備が必要になるのか。石狩湾新港が札幌に近いからと過度な投資を実施すれば、それは、既存の港湾の貨物を奪うこととなります。

北海道として、道内各港の既設の港湾機能を生かし、整備していく役割が求められていると思いませんか、管理者の見解を求めます。

以上、再質問は留保します。

○議長（花崎勝君） 専任副管理者苫米地庄吾君。

○専任副管理者（苫米地庄吾君） 小貫議員の質問にお答えいたします。

初めに、収入未済額に関し、まず、企業の状況についてであります。現在、港湾施設使用料などを滞納している企業につきましては、会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過した株式会社に対して、会社法に基づき、休眠会社の整理として解散したものとみなす、いわゆる休眠会社のみなし解散として、令和元年に法務局より登記がされているところでございます。

現時点におきましては、清算手続が終了していないことから、企業は存続しているものと考えているところでございます。

次に、管理組合の対応などについてであります。管理組合では、これまでも、収入未済の解決に向けて、企業に対し、督促及び催告を行っておりますが、現在も滞納となっている使用料などの納付

がされていないことから、強制執行などの法的措置に向けて、預貯金や不動産などの財産調査を行っているところでございます。

次に、使用料として計上している理由についてであります。企業に対しましては、令和元年5月まで、港湾施設の使用を許可し、使用料を請求してきたところでございます。

管理組合といたしましては、無許可となった令和元年6月以降も、物品が撤去されず、港湾施設を継続して占有していることから、同様に請求しているところでございます。

次に、強制撤去を行わなかった理由についてであります。管理組合では、これまで、無許可の占有を解消するため、石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例第19条に基づく、物品撤去と原状回復の措置命令を行ってきたところでございます。

行政代執行により強制撤去を行った場合には、占有している企業から、民法の占有権に基づく損害賠償請求や訴訟が提起される可能性があり、占有権解消に向けた手続の検討など、慎重に対応する必要がありますことから、現在まで強制撤去は行っていないところでございます。

次に、今後の対応についてであります。港湾施設使用料などの債権は、公平かつ公正な管理が求められており、管理組合といたしましては、収入未済の解消に向けて、今後も法令などに従い、強制執行を含めた徴収努力を継続してまいります。

また、企業の占有権解除に向けた民事手続や、物品の自主排出がなされない場合における法的措置の検討を進め、港湾施設の利用の適正化に向けて取り組んでまいります。

次に、使用料収入に関し、まず、今後の見通しについてであります。使用料収入は、社会経済情勢の影響により増減するものではありませんが、令和5年度には、洋上風力発電施設の建設工事に伴う水域占用料などが見込まれることから、平成29年度の使用料収入額を上回る見込みとなっているところでございます。

次に、起債償還額に対する使用料収入についてであります。本港は、これまで、港湾整備事業債を活用し、埠頭用地や上屋、荷役機械などの港湾施設を整備してきたことから、公債費償還が大きくなっていることや、これらの施設の経年による修繕費などの増加により、現在のところ、使用料収入だけでは歳入不足を生じる状況となっているところでございます。

次に、特別会計における収支改善についてであります。令和3年度におきましては、収入確保に向けて、船会社や荷主企業への個別訪問や、首都圏でのイベントに出展し、本港のポテンシャルや利便性をPRするなど、利用拡大に向けた取組を行ってきたところであります。

また、歳出におきましては、港湾施設の修繕費用や大型荷役機械保守点検費用の平準化を図ったところでございます。

次に、地元企業の受注機会確保に関し、まず、工事の受注実績についてであります。小樽市、石狩市に本社または営業所のある企業とその他の企業の各年度の受注額及びその割合は、令和元年度は、小樽市が約3496万円で約6%、石狩市が約2808万円で約5%、その他が約4億8067万円で約89%、令和2年度は、小樽市が約8071万円で約6%、石狩市が約1億164万円で約7%、その他が約11億9610万円で約87%、令和3年度は、小樽市は実績がなく、石狩市が約4796万円で約22%、その他が約1億6790万円で約78%となったところでございます。

次に、これまでの取組についてであります。一般競争入札の実施に当たりましては、事業の規模や企業の技術力を勘案し、地元企業の入札参加が可能となる要件を設定することにより、受注機会の確保を図ってきたところでございます。

次に、地元企業の受注についてであります。管理組合で一般競争入札を実施した全ての工事などにおきまして地元企業の入札参加を可能としており、受注機会の確保が図られたものと考えているところでございます。

引き続き、入札の透明性や競争性を確保しながら、地元企業の受注機会の確保に努めてまいります。

次に、ガントリークレーンに関し、まず、コンテナの貨物量と個数の関係についてであります。本港では、その他日用品や家具装備品など比重の小さい貨物が増加し、1TEU当たりの貨物量が軽量化していることや、空コンテナ率が上昇するなど、個数の増減とは異なる貨物量の傾向があるところでございます。

このことから、実入りコンテナ個数の減少は、貨物量の減少につながることもありますが、その関係性につきましては、様々な要因があると考えているところでございます。

次に、家具装備品の貨物量についてであります。本年の第2回定例会では、平成29年と令和2年を比較し、コンテナ貨物量全体が減少している中、家具装備品の貨物量は、平成29年の1万4843トンに対し、令和2年は1万8043トンであり、3200トン増加したことから、その内容をお答えしたところでございます。

一方では、令和3年の家具装備品の貨物量は1万5350トンであり、平成29年と比較して僅かに増加しておりますが、令和2年との比較では、2693トン減少したところでございます。

次に、ガントリークレーンの収支についてであります。令和3年度の歳入は約4150万円、歳出は約1億1120万円となり、約6970万円の差額となったところでございます。

また、累計では、歳入が約6億3819万円、歳出は約20億7526万円となり、約14億3707万円の差額となったところでございます。

次に、ガントリークレーンの取扱個数についてであります。2基目の整備は、事故や故障による長期の荷役停止を回避することなどを目的に増設したところでございます。

また、今後の取扱個数につきまして、港湾計画では、令和10年代前半に8万7570TEUと推計しており、その推計値に向けて推移していくものと考えているところでございます。

次に、2隻同時荷役の状況についてであります。令和3年度におきましては、2隻当時荷役が必要となるコンテナ船の入港はなかったところでございます。

管理組合といたしましては、2隻同時荷役のほか、事故や故障による長期の荷役停止を回避するため、ガントリークレーンの2基体制は、本港の信頼性と利便性の向上に不可欠なものと考えているところでございます。

次に、港湾建設費に関し、まず、木材チップの取扱量についてであります。令和3年の取扱量は65万5810トンとなっており、令和2年に実施した事業再評価では、年間80万4000トンを推計値として見込んでおりますことから、その差は14万8190トンとなっているところでございます。

次に、西地区の使用料収入についてであります。令和3年度の岸壁使用料や荷役機械使用料など

の使用料収入は約1億818万円となっており、令和2年度の約1億4212万円比べ、約3394万円の減となったところでございます。

次に、西1号岸壁の利用状況についてであります。令和3年度の貨物量は、木材チップが約44万トン、米が約6000トン、水産物が約5200トン、その他が約460トンであり、合計は約45万トンとなっているところであります。

次に、西地区の事業費についてであります。国が行った事業再評価では、供用開始までに国で整備したマイナス14メートル岸壁など直轄事業費が約202億円、管理組合で整備した護岸など補助事業が約23億円、そのほか、埠頭用地など起債事業費が約25億円となっており、西地区の総事業費といたしましては、約250億円となるところでございます。

次に、これまでの起債償還額などについてであります。平成18年度までに要した事業費の起債償還額は、令和3年度までの累計で約80億2505万円、使用料収入は累計で約22億7562万円となっており、約57億4943万円の差額となったところでございます。

次に、新たな埠頭整備についてであります。西埠頭は、大型船で輸送する貨物、広い埠頭用地を利用する重厚長大な貨物の取扱いに必要な施設であり、一方、新たに整備する東埠頭は、輸送先の遠方化が進む鉄スクラップなど、大型船で効率的かつ安定的に輸送するための重要な施設であるところでございます。

このように、各埠頭の役割がある中で、東埠頭では、工場新設や設備増強など、背後地域と一体的な利用が可能となるよう整備が必要であると考えているところでございます。

最後に、港湾整備についてであります。広大で四方を海に囲まれた北海道は、地域性を生かした供給力の向上が必要となっているところでございます。このことを踏まえ、農水産品の輸出促進に取り組む港湾では、水産物の水揚げ時の品質衛生管理機能の強化を図り、クルーズ観光の推進に取り組む港湾では、受入れ環境の改善に必要な整備を進めているところでございます。

また、再生可能エネルギーの導入に向けては、その実現に向けて、港湾での機能強化が必要となっているなど、道内の各港湾では、地域に合った港湾整備を進めているところでございます。

本港におきましても、背後に立地する企業活動を支えるため、大型船での効率的な輸送による国際競争力の向上を図り、その整備を着実に進めることが必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（花崎勝君） 小貫元君。

○5番（小貫元君） 再質問します。

初めに、収入未済額についてです。

管理組合としては、占有権解除に措置や徴収努力を継続するとのことでしたけれども、異常な状態が4年以上続いていると。占有されている港湾施設をほかの企業に貸し出せば、使用料収入を得ることができるに、それができないでいる状態です。引き続き、対応を求めます。

また、正常な企業体として存続している企業かと質問したのですけれども、みなし解散として法務局に登録されていて、清算手続が終了していない、企業は存続しているとの答弁でした。

果たして、それが正常な企業体と言えるかどうかはちょっと疑問の残るところですけれども、清算

手続が終了していないとはどのような状態なのか、お答えください。

次に、地元企業の受注機会の確保についてです。

2021年度、小樽市の企業の実績がゼロだという答弁でした。

また、傾向として、小樽市の企業も、石狩市の企業も、受注実績が5%から7%と一桁です。

まず、小樽市の企業の受注実績がゼロとなった理由について説明してください。

結果として、小樽市や石狩市の企業への受注実績が低い状態について、管理者の見解を示してください。

また、条件の見直しなど、さらなる受注機会の確保の取組が必要だと思いますが、そのことについてもお答えください。

次に、ガントリークレーンについてです。

コンテナ貨物の減少が個数の減少に連動する危険があるのではと聞きましたが、答弁では、個数の減少が貨物の減少につながるという答弁だったのです。

聞きたかったのは、現状で個数が貨物量の減少ほど減っていないから問題ないということではなくて、コンテナ貨物量の減少傾向は、いずれ個数減少につながる心配はありませんかということだったので、そのことについてお答えください。

2基体制にする計画段階での取扱個数について、港湾計画の推計値を答弁していただきました。そこに向かう途中のことが聞きたかったのですけれども、例えば、2021年は、計画段階での取扱個数はどのくらいと推計していたのか、お答えください。

最後に、港湾建設費についてです。

まず、使用料収入に対する答弁では、使用料収入だけでは、歳入不足が生じる状況とのことでした。

しかし、港湾建設費では、木材チップの減少、西地区の使用料の減少の状況の答弁がありまして、西地区の事業費は250億円もかけて造ったのに使用料収入で賄えない部分が57億1000万円も生じると。だからこそ、公共岸壁で、取扱貨物が減る中で、新たな事業は中止すべきと質問しているのに聞く耳を持ちませんでした。

このまま、西地区と東地区の港湾建設を続ければ、現在の西地区の状況と同じように、使用料収入が少なく、歳入不足により多額の管理者負担が生じるのではありませんか、その心配がないと言えますか、お答えください。

以上です。

○議長（花崎勝君） 専任副管理者 苫米地庄吾君。

○専任副管理者（苫米地庄吾君） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

初めに、収入未済額に関し、企業の状況についてであります。会社法の規定により、みなし解散の登記がされた企業につきましては、事業を継続する場合は、3年以内に会社継続の登記を行う必要があり、継続しない場合は、清算終了の登記を行う必要があるところでございます。

現時点におきまして、いずれの登記もされておらず、清算終了の登記がされるまでは企業は存続しているものと考えているところでございます。

次に、地元企業の受注機会確保に関し、まず、小樽市の企業の受注実績がなかった理由についてで

ありますが、令和3年度につきましては、小樽市の企業の入札参加申請が少なかったことや、入札の結果、参加した企業が受注に至らなかったことによるものと考えているところでございます。

次に、受注機会確保の取組についてであります。管理組合といたしましては、一般競争入札を実施する全ての工事などにおきまして、地元企業の入札参加を可能としておりますが、結果として、小樽市と石狩市の企業の受注割合が低かったものと考えているところでございます。

引き続き、入札の透明性や競争性を確保しながら、適切な地域要件を設定するなど、地元企業の受注機会の確保に努めてまいります。

次に、ガントリークレーンに関し、まず、コンテナの貨物量と個数の関係についてであります。コンテナ取扱個数は、企業動向による取扱品目の変化をはじめ、為替変動による円安、燃料費や原材料の価格高騰など、目まぐるしい社会経済情勢に大きく影響されますことから、コンテナ貨物量の減少が個数の減少につながることもありますが、必ずしも連動するものではないと考えているところでございます。

今後も、社会経済情勢を見据えながら、コンテナ貨物の増加に向け、努めてまいります。

次に、令和3年の計画個数についてであります。港湾計画では、将来の品目別の増減を見込んだ貨物量の伸び率を踏まえ、令和10年代前半に8万7570TEUと推計したところでございます。

そのことから、令和3年の取扱個数を想定いたしますと、約6万5000TEUと算出されるところでございます。

最後に、港湾建設費に関し、新たな事業についてであります。本港の役割を果たすためには、各埠頭の役割がある中で、着実な港湾施設の整備が必要と認識しているところでございます。

管理組合といたしましては、利用者ニーズの的確な把握に努め、新たに整備する埠頭を含めた公共埠頭における貨物の利用拡大に向け、さらなる利便性のPRなどに取り組み、使用料収入の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（花崎勝君） 小貫元君。

○5番（小貫元君） 1点だけ再々質問します。

最後の答弁についてです。

私は、再質問で、多額の管理者負担が生じるのではないかと、その心配はないのかとお聞きしましたが、心配はないと答えることができませんでした。多額の管理者負担が生じる心配があるということです。

答弁では、コンテナ貨物量でも計画の6万5000TEUが約5万6000TEUと伸び悩んでいます。しかも、チップ船が入らなくなりました。港湾計画改訂時と状況が大きく変わっているにもかかわらず、港湾整備は港湾計画の目標に即して実施する。これを繰り返せば、市民の負担に跳ね返ってきます。

多額の管理者負担の心配はないと胸を張って言えない以上、これ以上の整備は最低でも凍結することを求めます。お答えください。

以上です。

○議長（花崎勝君） 専任副管理者 苫米地庄吾君。

○専任副管理者（苫米地庄吾君） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

港湾建設費に関し、新たな事業についてであります。管理組合といたしましては、引き続き、積極的なポートセールスを行い、公共埠頭のさらなる利用拡大を図ることで、使用料収入の確保に努めてまいります。

あわせて、物流機能を安定的に確保する港湾の役割は、経済活動を維持する上で極めて重要でありますことから、必要な整備を着実に進めるべきと考えているところでございます。

以上でございます

○5番（小貫元君） 終わります。

○議長（花崎勝君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（花崎勝君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して、報告第1号、2021年度各会計歳入歳出決算について、不認定の討論を行います。

第1に、港湾建設費です。

道内の港湾取扱貨物量は、2021年速報値で前年比僅かな増加に転じたものの、2020年が過去10年で最低だったことを考えれば、増加しているとは言えず、過去10年で2019年に次ぐ少ない貨物量でした。

石狩湾新港においても、西地区の主要科目である木材チップの取扱いが大幅に減少する中、荷役機械の使用も見込めず、使用料収入の落ち込みがあるにもかかわらず、北防波堤延伸工事を実施しました。

また、港湾計画時と比較して、公共岸壁の取扱貨物量は、外貿で約43万トン、内貿で約1万トンの減少でした。それなのに、直轄事業費負担金は3億5507万円に上ります。

2021年度決算における公債費は、使用料収入の1.9倍であり、借金返済に使用料収入が追いついていません。北防波堤延伸や東地区の整備は、母体負担を重くするものであり、中止すべきです。

第2に、特別会計についてです。

一般会計からの繰入れを改善しなければならないと言いながら、前年度よりも繰入れが増えていきます。ガントリークレーン単年度収支は、黒字になると言いながら、結局、約6970万円の赤字です。管理組合の財政状況を直視した事業実施が求められます。

最後に、議案ではありませんが、報告のあった新幹線掘削土の判定ヤード用地に関する占用許可についてです。

判定後に運び込む手稲山口は、多くの住民が反対しています。許可すべきではありませんでした。

以上を申し上げ、討論といたします。

○議長（花崎勝君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

これより、採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件を報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（花崎勝君） 起立多数であります。

よって、本件は、報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第3のうち、報告第2号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花崎勝君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

1. 日程第4、議員派遣中止の件

○議長（花崎勝君） 日程第4、議員派遣中止の件を議題といたします。

お諮りいたします。

令和4年第1回定例会で決定した議員派遣について、お手元に配付のとおり、中止することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花崎勝君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（花崎勝君） これをもちまして、令和4年第3回定例会を閉会いたします。

午後2時24分閉会

